

発がんのおそれのある 有機溶剤の今後の対応

No. ____

クロロホルム
四塩化炭素
1, 4-ジオキサン
1, 2-ジクロロエタン
ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）
スチレン
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）
トリクロロエチレン
メチルイソブチルケトン

目 次

本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	__
別表1 発がん性の評価のある有機溶剤一覧・・・・・・・・	__
別表2 発がん性の評価区分のある有機溶剤の作業環境測定状況・・	__
別表3 有機溶剤等健康診断の生物学的モニタリングに関する 検査の実施状況・・・・・・・・	__

2013 年 月

厚生労働省

化学物質のリスク評価検討会

発がんのおそれのある有機溶剤の今後の対応について

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号）で規制の対象としている有機溶剤については、中枢神経系に対する毒性等有機溶剤に共通性の高い明確な毒性による悪影響を予防するための措置を義務付けているところであるが、有機溶剤の一部には、別表 1 のとおり発がんのおそれのあるものがある。

これらの有機溶剤については、同規則において、作業環境測定及び有機溶剤等健康診断の実施を義務付けているが、別添 1 のとおり発がんのおそれのある有機溶剤の労働者へのばく露が懸念される。

今般、印刷業務従事者に発生した胆管がん事案を契機として、発がんのおそれのある化学物質については、その旨を明らかにしてほしいとの要望が相次いでいることも踏まえ、すでに有機溶剤中毒予防規則で規制されている化学物質であっても、発がんのおそれのあるものについては、高濃度又は長期間のばく露による職業がんの予防を観点から、以下により対応することとする。

1 対象となる有機溶剤

職業がんの予防の観点から、管理が必要な有機溶剤は、平成 25 年度化学物質のリスク評価検討会（第 1 回有害性評価小検討会）の検討結果を踏まえ、WHO/IARC（国際がん研究機関）で、発がん性が 1、2A 又は 2B に区分（評価書を準備中のものを含む）される、以下の有機溶剤とする。（別表 1 参照）

（有機溶剤の名称）

クロロホルム

四塩化炭素

1, 4-ジオキサン

1, 2-ジクロロエタン

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

スチレン

1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）

テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）

トリクロロエチレン

メチルイソブチルケトン

注）物質名中、「クロル」と「クロロ」はどちらも使われることがあるが、上の表記は、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号）別表第 6 の 2 による。

2 対象となる業務内容

職業がんの予防の観点から、管理が必要な業務内容は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に掲げる有機溶剤業務とする。

（有機溶剤業務）

- イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

3 今後の対応

現行の有機溶剤中毒予防規則の対象で、IARCで発がんのおそれのあるとされた10種類の化学物質については、有機溶剤中毒予防規則に基づき、事業者は、作業主任者を選任して作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないよう必要な措置を講ずるとともに、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の発散防止措置を講ずることとされ、さらに屋内作業場では6月以内ごとに作業環境測定を行うこと等により、作業環境を良好な状態に維持するよう求められているなど、一連のばく露防止措置を義務付けられている。

しかし、これらの措置をエチルベンゼン、エチレンオキシド等特定化学物

質障害予防規則に規定する特別管理物質と比較すると、含有量が1%を超え5%以下の混合物についてはばく露防止措置が義務付けられていないこと、発がん物質である旨を作業場に掲示する必要があること、製造・取扱いに伴う作業の記録とその保存が必要ないこと、作業環境測定の結果の記録の保存期間が3年であること、特殊健康診断の結果の記録の保存期間が5年であることなど、職業がんの予防の観点からは、健康障害防止措置が必ずしも十分とはいえない状況にある。

ここで、これらの物質を発がんのおそれのある化学物質としてとらえた場合、ばく露レベルに応じたりスクを評価する必要があることから、現在実施している平成25年度ばく露作業報告の結果を踏まえてばく露実態調査を行い、有機溶剤業務以外の業務についても必要に応じて対象に加えるべきであるが、現行の有機溶剤中毒予防規則で規定する有機溶剤業務については、別添のとおり労働者へのばく露が懸念される状況にあることは明らかであり、事業者及び作業に従事する労働者が「発がんのおそれのある化学物質」であることを理解しないまま、現行の有機溶剤中毒予防規則の措置を講じさせることは適当とはいえない。

このため、これら10種類の化学物質を製造し、又は使用して行う有機溶剤業務を対象として、職業がん予防の観点から化学物質の健康障害防止措置を講ずる必要がある。なお、有機溶剤業務以外の業務については、平成26年度以降に行うばく露実態調査の結果を踏まえて、必要に応じて対象業務に追加することが妥当である。

発がんのおそれのある有機溶剤の労働者へのばく露について

有機溶剤中毒予防規則の対象で、発がんのおそれのある化学物質については、基本的物性に加え、別表 2 及び別表 3 に示す作業環境測定及び有機溶剤等健康診断の結果に関する基礎資料から以下のことが確認された。

(1) 物性から推測されるばく露のリスク（別表 2 参照）

発がんのおそれのある有機溶剤は、沸点が低く常温での蒸気圧が高いために、作業の状況により労働者に高濃度のばく露を生ずるおそれがあるものが含まれている。ジクロルメタン（沸点 40℃、蒸気圧 47.4kPa (20℃)）及びクロロホルム（沸点 62℃、蒸気圧 21.2kPa (20℃)）については、沸点が特に低いため、夏季などの高温環境下や発熱体との接触、加熱等により蒸気圧が極めて高くなり、労働者の呼吸域で高濃度のばく露のおそれを考慮する必要がある。＜金属洗浄での意図的な加熱、印刷機ローラーの摩擦による発熱等＞

(2) 作業環境測定の評価結果（別表 2 参照）

作業環境測定の評価結果を見ると発がんのおそれのあるすべての有機溶剤で第 2 管理区分又は第 3 管理区分の評価が認められ、作業環境を改善するための措置を講ずる必要がある。特に、IARC の発がん分類が 1 とされたトリクロルエチレンでは 29.3%、胆管がんの原因となった蓋然性が高いとされたジクロルメタンでは 22.8%もの作業場で、第 2 管理区分又は第 3 管理区分の評価が認められており、直ちに急性中毒等の健康障害のおそれがないとしても、職業がん予防の観点から、直ちに作業環境を改善するための措置を講ずる必要がある。

(3) 有機溶剤等健康診断の結果（別表 3 参照）

有機溶剤等健康診断においては、有機溶剤の種類により生物学的モニタリング検査を求めているところであるが、同検査対象である発がんのおそれのある有機溶剤（スチレン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン）すべてにおいて、分布 3 に区分される代謝物の検出が認められ、さらに、高いところでは、トリクロルエチレン（尿中総三塩化物）では 1.6%、テトラクロルエチレン（尿中総三塩化物）では 1.4%の受検者で、分布 3 に区分される代謝物の検出が認められた。これらの結果に

については、個々に医師の診断により判断されるべきものであるが、ばく露量が多いと考えられる検査結果が含まれているといえる。

以上のように、発がんのおそれのある有機溶剤については、沸点が低いために高濃度のばく露のおそれのあるものが含まれるほか、作業環境測定においては、測定の評価結果が第2管理区分又は第3管理区分に区分される作業場が認められ、また、有機溶剤等健康診断においては、生物学的モニタリングに関する検査で区分2又は分布3に区分される結果が認められるなど、職業がん予防の観点からは、発がんのおそれのある有機溶剤の労働者へのばく露が懸念される。